

「信州首都圏総合活動拠点（銀座NAGANO）新WEBサイト構築事業」業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年7月8日

長野県産業労働部営業局長

1 業務の概要

(1) 業務名

「信州首都圏総合活動拠点（銀座NAGANO）新WEBサイト構築事業」業務

(2) 業務の目的

信州首都圏総合活動拠点「銀座NAGANO」（以下、銀座NAGANOという。）現WEBサイトの仕様に改善点が生じてきているほか、近年、情報発信ツールとしてのWEBサイトの重要性が増すにつれてスマートフォンからのアクセスが大半を占めるようになってきていること、世間一般における諸手続きのデジタル化が進行しており、ユーザーが銀座NAGANOのWEBサイトに求める機能に変化してきていることなど、WEBサイトの利用環境が変化している中で、WEBサイトをより分かりやすく利便性の高いものに改善していく必要がある。

また、銀座NAGANOの開設10周年にあたり店舗自体のリニューアルを予定しているのに合わせ、WEBサイトによる情報発信を通じた銀座NAGANOのリブランディングと新たな顧客層への魅力訴求を図っていくため、デザインや構成のリニューアルを行うものである。

(3) 業務内容

- ① WEBサイトの構築、公開、保守、運用サポート
- ② サイトのスマートフォン向け最適化
- ③ 現行WEBサイトからのコンテンツ移行
- ④ イベントスペース予約管理機能の実装
- ⑤ イベント申込決済機能の実装
- ⑥ 管理ページ制作
- ⑦ メールマガジン配信サービスの導入

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

なお、仕様書（案）の委託業務内容は現時点での想定であり、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア ウェブサイトについて

- ・サイトデザイン案
- ・サイト構成案
- ・サイト管理運用イメージ

イ 追加機能について

- ・ イベントスペース予約管理機能
- ・ イベント申込決済機能
- ・ メールマガジン配信機能

ウ 独自提案の内容

エ セキュリティ対策

オ 業務実施体制

カ 業務実施スケジュール

(6) 業務の実施場所

長野県内及び首都圏

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和7年3月31日

(8) 費用の上限額

8,536,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 4に記載する説明会に参加できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表1及び2による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県産業労働部営業局メディア・ブランド発信担当
担当 有賀
電話 026-235-7248（直通）
ファクシミリ 026-235-7496
メール brand@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年7月16日（火）（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3（4）に同じ。
- ③ 提出方法 電子メールによる（持参又は郵送も可）
ただし、郵送の場合は提出期限までに産業労働部営業局に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（5）①）の3日前までに、書面により通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面により非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3（4）に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和6年7月17日（水）午後2時から午後3時まで
- (2) 開催場所 Web会議システム（Microsoft Teams）による
- (3) 留意事項 説明会の参加用 URL 等については上記3「参加申込書」に記載いただいたメールアドレス宛に個別にお知らせします。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3（4）に同じ。

- (2) 受付期限 令和6年7月17日(水)まで
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年7月18日(木)午後5時までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書及び概算見積書の作成様式

様式第8号の附表1, 2による。

(3) 企画提案書記載上の留意事項

企画書は、別に定める仕様書(案)に示した内容を踏まえて作成してください。なお、様式第8号の附表の記載項目が網羅されていれば、独自様式でも結構です。また、企画書は原則A4サイズで作成して下さい。

概算見積書の見積額は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

企画提案書には、企画提案者の概要(会社概要、会社パンフレット等。写しでも可)を添付してください。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付期限 5(2)に同じ。
- ③ 受付方法 5(3)に同じ。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメールにより回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年7月23日(火)午後5時まで
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 1部(持参又は郵送の場合は原本1部、コピー6部)
- ④ 提出方法 電子メールによる(持参又は郵送も可)

ただし、郵送の場合は提出期限までに営業局に到達したものに限りです。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

審査の項目	審査の視点	満点
業務内容の理解	・ 業務の目的やねらいを理解したうえで、企画が提案されているか	20
提案力・企画力	・ 仕様で求める機能を満たす内容となっているか ・ 事業効果・能率性を高める提案がなされているか ・ 効果的な情報発信を継続的に行うために、WEBサイト開設後の運用が容易となるような工夫がされているか	30
サイトデザイン・レイアウト	・ 銀座NAGANOのWEBサイト利用者にわかりやすく情報が提供されるWEBデザイン・レイアウトとなっているか ・ 利用者が必要な情報に容易にアクセスできるサイト構成と	20

	なっているか ・ アクセシビリティやユーザビリティを意識したデザインか	
セキュリティ対策	・ 改ざん、情報漏洩等の対策が十分に取られているか	10
業務履行の確実性	・ スタッフの配置計画、業務スケジュールが現実的であるか ・ 類似事業において効果を上げた実績を持っているか	10
経費及び内訳の妥当性	・ 業務 実施に必要な経費が適切に見積もられているか。 ・ 見積内容、積算根拠について、提案内容と整合が図れているか。 ・ 県が提示する経費上限額の範囲内で最大限の効果を発揮するための経費内訳となっているか。	10
合 計		100

(7) 企画提案の選定の方法

企画提案は、別に定める「信州首都圏総合活動拠点（銀座 NAGANO）新 WEB サイト構築事業」業務委託審査要領に基づいて選定されます。

- ① 企画提案の選定に当たっては、企画提案評価会議（以下「選定会議」という。）を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより以下のとおり審査を行いますので、出席してください。
- ② プレゼンテーションの実施日時

開催日時：令和6年7月25日（木）

※実施方法（形式、時間、会場等）については参加者に個別に連絡します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、営業局において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面により非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、営業局において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3(4)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。